

兵庫県公報

平成26年11月18日 火曜日 第 2647 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	4
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 土地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）	7
公 告	
○ 農用地利用配分計画の認可の申請（農業経営課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	9
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
選挙管理委員会告示	
○ 兵庫県選挙管理委員会委員の補欠	12
教育委員会告示	
○ 博物館の登録事項の変更	12

告 示

兵庫県告示第1022号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市福住土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	財 田 美 信	神戸市西区押部谷町福住415番地
同	物 延 種 美	同 市同区押部谷町福住74番地
同	財 田 好 和	同 市同区押部谷町福住70番地
同	財 田 英 宣	同 市同区押部谷町福住457番地
同	物 延 敏 晴	同 市同区押部谷町福住558番地の1
同	藤 田 幸 一	同 市同区押部谷町押部451番地
同	大 中 邦 彦	同 市同区押部谷町押部484番地の1
監 事	財 田 恒 男	同 市同区押部谷町福住109番地の1
同	山 口 秀 和	同 市同区押部谷町押部531番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
-------	-----	-----

理事	財田美信	神戸市西区押部谷町福住415番地
同	物延種美	同 市同区押部谷町福住74番地
同	財田好和	同 市同区押部谷町福住70番地
同	財田英宣	同 市同区押部谷町福住457番地
同	物延敏晴	同 市同区押部谷町福住558番地の1
同	藤田幸一	同 市同区押部谷町押部451番地
同	大中邦彦	同 市同区押部谷町押部484番地の1
監事	財田恒男	同 市同区押部谷町福住109番地の1
同	山口秀和	同 市同区押部谷町押部531番地

志方土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏名	住所
理事	藤原役夫	加古川市志方町横大路1115番地
同	小原敏伸	同 市志方町西山132番地
同	長谷川正廣	同 市志方町成井238番地
同	藤野進	同 市志方町原500番地
同	松本芳生	同 市志方町西牧416番地
同	長谷川邦博	同 市志方町永室16番地
同	廣瀬昇	同 市志方町西中318番地の1
同	竹内澄男	同 市志方町志方町871番地の3
同	上田隆博	同 市志方町上富木568番地の3
同	小原利之	同 市志方町上富木795番地の2
同	東田英機	同 市志方町上富木1番地の1
同	兼村良男	同 市志方町廣尾1174番地
同	丸山良作	同 市志方町廣尾622番地の3
同	後藤良一	同 市志方町廣尾1438番地
同	岸本豊	同 市平荘町一本松326番地
同	横山義博	同 市志方町高畑529番地の3
同	上野忠啓	同 市志方町岡330番の1
同	竹中富雄	同 市志方町大宗263番地
同	長谷川務	同 市志方町東中122番地
同	黒田文隆	同 市志方町細工所143番地
同	稲岡俊六	同 市志方町大澤317番地の1
同	木村敬郎	同 市志方町東飯坂178番地
同	小原博	同 市志方町行常533番地
同	藤城義之	同 市志方町畑553番地
同	藤井浩章	同 市志方町西飯坂261番地
監事	長谷川昭男	同 市志方町成井580番地の1
同	松本義隆	同 市志方町西飯坂119番地
同	原賢三	同 市志方町高畑755番地の1

就任役員

役員の区分

	氏名	住所
理事	石原正義	加古川市志方町横大路612番地の4
同	田中靖誠	同 市志方町西山74番地の2
同	長谷川正廣	同 市志方町成井238番地
同	山本克重	同 市志方町原490番地
同	松本恵迪	同 市志方町西牧666番地
同	長谷川邦博	同 市志方町永室16番地
同	廣瀬昇	同 市志方町西中318番地の1
同	竹内澄男	同 市志方町志方町871番地の3

同	上 田 隆 博	同	市志方町上富木568番地の3
同	長谷川 巧	同	市志方町上富木713番地の1
同	原 田 孝 明	同	市志方町投松212番地
同	大 村 勝 信	同	市志方町廣尾1223番地の1
同	丸 山 良 作	同	市志方町廣尾622番地の3
同	後 藤 良 一	同	市志方町廣尾1438番地
同	岸 本 豊	同	市平荘町一本松326番地
同	横 山 義 博	同	市志方町高畑529番地の3
同	上 野 忠 啓	同	市志方町岡330番の1
同	竹 中 富 雄	同	市志方町大宗263番地
同	藤 井 正 文	同	市志方町東中338番地
同	三 柳 一 樹	同	市志方町細工所1025番地
同	稻 岡 俊 六	同	市志方町大澤317番地の1
同	木 村 敬 郎	同	市志方町東飯坂178番地
同	竹 内 均	同	市志方町行常178番地
同	藤 城 怡 光	同	市志方町畑650番地
同	藤 井 浩 章	同	市志方町西飯坂261番地
監 事	松 本 義 隆	同	市志方町西飯坂119番地
同	黒 田 文 隆	同	市志方町細工所143番地
同	石 原 明 昭	同	市志方町横大路849番地の7

和田山町岡土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

森 下 恒 夫

森 本 明 是

安 達 重 夫

足 立 忠 雄

平 岡 浩 人

田 中 隆 志

長 藤 一 郎

谷 口 義 明

後 藤 英 夫

後 藤 三 恵 子

細 見 勝 已

雑 賀 忠 文

西 田 豊

藤 原 博

住 所

朝来市和田山町岡300番地

同 市和田山町法道寺235番地

同 市和田山町岡1110番地

同 市和田山町岡879番地2

同 市和田山町岡117番地

同 市和田山町岡187番地

同 市和田山町岡367番地

同 市和田山町岡31番地1

同 市和田山町宮田978番地

同 市和田山町岡696番地

同 市和田山町宮田990番地2

同 市和田山町法道寺301番地1

同 市和田山町岡55番地

同 市和田山町岡1078番地1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

森 下 恒 夫

森 本 明 是

安 達 重 夫

足 立 忠 雄

平 岡 浩 人

田 中 隆 志

長 藤 一 郎

谷 口 義 明

後 藤 英 夫

後 藤 三 恵 子

細 見 勝 已

住 所

朝来市和田山町岡300番地

同 市和田山町法道寺235番地

同 市和田山町岡1110番地

同 市和田山町岡879番地2

同 市和田山町岡117番地

同 市和田山町岡187番地

同 市和田山町岡367番地

同 市和田山町岡31番地1

同 市和田山町宮田978番地

同 市和田山町岡696番地

同 市和田山町宮田990番地2

監 事	雑 賀 忠 文	同	市和田山町法道寺301番地 1
同	西 田 豊	同	市和田山町岡55番地
同	藤 原 博	同	市和田山町岡1078番地 1



兵庫県告示第1023号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成25年11月6日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	淡河地区	平成26年11月18日から 同 年12月8日まで	神 戸 市 北 区 役 所



兵庫県告示第1024号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町村岡区味取字久津960、960の1、964、965、965の1、966
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1025号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成25年兵庫県告示第167号により指定した区域（加古郡播磨町新島6番2の一部）の一部

- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物



兵庫県告示第1026号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成26年10月31日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 又 は 名 称 株式会社 桜ノ宮興起
主たる営業所の所在地 神戸市北区山田町中字北山3—49
代 表 者 の 氏 名 田 井 讓
許 可 番 号 兵庫県知事許可（特-25）第111980号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業に関する特定建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実
株式会社桜ノ宮興起の元役員は、平成26年2月18日に神戸簡易裁判所において、傷害罪により罰金25万円の略式命令を受け、同年3月11日にその刑が確定した。
このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第1027号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3・4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年7月7日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
西宮市池田町及び六湛寺町



兵庫県告示第1028号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年11月18日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年11月18日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 3 7 2 号	姫路市花田町上原田字長戸手307番5から 同 市花田町上原田字長戸手307番1まで	旧	33.0から 59.0まで	16.0
		新	33.0から 64.0まで	16.0



兵庫県告示第1029号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
安 賀	宍 粟 市		波賀町安賀	下 河 原	12番1、12番2の一部、13番の一部、14番の一部、13番地先の道路敷の一部、12番2地先の水路敷の一部
				瀧 ノ 本	31番2の一部、31番3の一部、32番1の一部
				山 根	33番3の一部、33番4の一部、34番3の一部、38番1、38番2の一部、38番3、39番、40番の一部、41番の一部、43番1、43番2から43番4までの各一部、43番1から43番4に至る地先の道路敷の一部
				入 江	106番の一部、106番1、107番3の一部、108番の一部、109番1の一部、109番2の一部、110番の一部、111番、116番の一部、117番1の一部、119番の一部、120番の一部、131番1、131番2の一部、139番の一部、131番2から139番に至る地先の道路敷の一部
				空 林	749番32の一部、749番33から749番38まで、749番39の一部、749番40の一部、749番45の一部、749番46から749番48まで、749番49の一部、749番61から749番65まで、749番69、749番127の一部、749番32地先の道路敷の一部、749番40から749番69に至る地先の道路敷
				瀬戸ノ奥	751番1の一部、751番2の一部、751番1から751番2に至る地先の水路敷の一部



兵庫県告示第1030号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
外野 (1)	養父市		外野	由留貝	73番の一部、77番の一部、79番の一部、80番、81番から83番までの各一部、86番1、86番2、87番、87番1、88番の一部、90番の一部、91番の一部、92番、93番から97番までの各一部、98番、99番の一部、87番1から88番に至る地先の道路敷の一部、91番地先の道路敷の一部
				岩ケハナ	100番の一部
				大畑ケ	254番の一部、256番の一部、257番の一部、263番の一部、264番1の一部、264番2の一部、254番から264番2に至る地先の道路敷の一部
				鳥居ノ本	328番1の一部、337番の一部、339番の一部、340番1の一部、337番地先の無番地、328番1から339番に至る地先の道路敷の一部、337番から338番に至る地先の道路敷の一部、328番1から340番1に至る地先の水路敷の一部
				鳥居谷 カイチ	318番1の一部、318番3の一部 489番の一部



兵庫県告示第1031号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、丹波市石生駅西土地区画整理組合の解散を平成26年11月4日に認可した。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公 告

農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、この公告の日から当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年令及び当該農用地利用配分計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の提出先に提出すること。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 今回縦覧に供する農用地利用配分計画の概要
(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

申請年度 及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
	氏名又は名称	住 所	

第13号	農事組合法人 みやまえ営農	加古川市西神吉町宮前1124	加古川市西神吉町宮前西ノ口1299 ほか96筆
第14号	井村 亮太	姫路市網干区新在家290—11	姫路市網干区坂出竹ノ下303—1ほか 2筆
第15号	田村 弥生	姫路市大津区北天満町140	姫路市網干区坂出竹ノ下311ほか3 筆
第16号	瀧野 裕考	宝塚市大原野字波坂 1—188	宝塚市切畑西ヶ平 2—1ほか2筆
第17号	農事組合法人 きすみの営農	小野市下来住町1867	小野市来住町船本2446ほか131筆
第18号	白井 浩三	加東市木梨672	加東市木梨川ノ下688ほか5筆
第19号	株式会社 玄米家	加東市牧野1871—9	加東市牧野七ツ町489ほか3筆
第20号	藤井 宏	加東市河高2470—3	加東市河高西大蔵2631—2ほか6 筆
第21号	岡田 嘉浩	加東市少分谷261—1	加東市少分谷小イ川ノ上24ほか12 筆
第22号	藤本 茂一	多可郡多可町加美区箸荷1046	多可郡多可町加美区大袋小嶋402— 1ほか1筆
第23号	有限会社 夢前夢工房	姫路市夢前町宮置909—1	姫路市夢前町宮置才ノ木315ほか 111筆
第24号	株式会社 新野営農	神崎郡神河町新野661—2	神崎郡神河町新野梅ノ木490ほか89 筆
第25号	株式会社 谷営農	神崎郡市川町谷351	神崎郡市川町谷サイノキ92—1ほ か306筆
第26号	農事組合法人 板坂営農組合	神崎郡福崎町高岡1921—11	神崎郡福崎町高岡大明寺405ほか44 筆
第27号	農事組合法人 河谷営農組合	豊岡市河谷38	豊岡市河谷魚ノ口35ほか4筆
第28号	株式会社 百合地営農	豊岡市百合地525—1	豊岡市百合地サフリ306ほか3筆
26 第29号	川上 勝央	洲本市木戸292	洲本市木戸苜拔297—1ほか3筆
第30号	有限会社 芝床重機	淡路市山田甲706	淡路市野島常磐大戸83—8ほか5 筆

第31号	井上 博和	小野市古川町502	小野市古川町ヘノハタ1642ほか7筆
第32号	吉川 創	小野市古川町113—2	小野市古川町村下435ほか50筆
第33号	井上 勝	小野市古川町1109—4	小野市古川町山ノ下1584ほか19筆
第34号	松本 順三	小野市古川町684—1	小野市古川町松葉1542—1ほか14筆
第35号	多鹿 敏明	小野市日吉町142	小野市天神町音谷539—160ほか11筆
第36号	多鹿 俊雄	小野市日吉町100	小野市日吉町坂ノ下203ほか23筆
第37号	多鹿 正治	小野市日吉町108	小野市日吉町中尾116—1ほか5筆
第38号	中尾 一成	小野市日吉町129	小野市日吉町箕ヶ谷716
第39号	藤井 敏明	加東市鳥居320	加東市鳥居三明182ほか8筆
第40号	根山 進	加東市下三草159	加東市下三草堂ノ前330—2
第41号	藤川 正幸	加東市稲尾326	加東市高岡大谷東1179—1ほか7筆
第42号	末廣 栄治	加東市穂積613—1	加東市穂積堀池316ほか5筆
第43号	中谷 農事組合法人	豊岡市中谷133—1	豊岡市中谷カタブケ432ほか101筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課、農用地利用配分計画の対象となる土地の所在する市町を管轄する農林（水産）振興事務所

(2) 縦覧期間

平成26年11月18日から同年12月2日まで

3 意見書の提出先

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 エコール・なじお
 所在地 西宮市名塩新町8番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社関西都市居住サービス
 住所 大阪府中央区本町二丁目1番6号
 代表者の氏名 根 岸 尚
- 3 変更事項
 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
 名称 株式会社関西都市居住サービス
 住所 大阪府中央区本町二丁目1番6号
 代表者の氏名 大 鋸 志 郎
 - (2) 変更後
 名称 株式会社関西都市居住サービス
 住所 大阪府中央区本町二丁目1番6号
 代表者の氏名 根 岸 尚
- 4 変更年月日
 平成26年9月18日
- 5 届出年月日
 平成26年10月21日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成26年11月18日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 平成27年3月18日
 - (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フラワータウンショッピングセンター
 所在地 三田市弥生が丘一丁目1番地の1、2
- 2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要
 - (1) 通勤、通学の時間帯においては、特に交通安全面の注意をすること。
 - (2) 青少年健全育成の観点から、店舗の屋内外について、専属警備員に巡回・巡視させるなど、不測の事態

に備え、未成年の不法行為・たむろ・喫煙などの未然防止策を講じ、その処理に当たっては、警察など関係機関との連携を密にすること。

- (3) 騒音・振動に係る特定施設の使用方法の変更（使用時間の変更等）がある場合は届出を行うこと。
- (4) 路外駐車場で、駐車マスの面積の合計が500平方メートル以上かつ不特定多数の者から駐車料金を徴収する場合、駐車場法第12条による届出を行うこと。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年11月18日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
川辺郡猪名川町つつじが丘3丁目14番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
川西市多田桜木1丁目2番14号
吉永建設株式会社 代表取締役 吉 永 裕 利
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年3月7日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1－5号（25猪名川）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町東保字神田249番5、250番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市町坪25番地の3
有限会社エースクリエイト 代表取締役 中 島 和 弘
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年6月9日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－9号（26太子）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年11月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市板屋町61番から63番まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂郡上郡町梨ヶ原字九ノ谷山1167番158

住商工業株式会社 代表取締役 武 田 泰 幸
 3 許可年月日及び許可番号
 平成26年 6 月18日
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－11号（26赤穂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第67号

兵庫県選挙管理委員会委員原亮介は、平成26年11月3日退職したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定に基づき、平成26年11月4日に補充員であった次の者を兵庫県選挙管理委員会委員に補欠した。

平成26年11月18日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 武 田 丈 蔵

住 所	氏 名
豊岡市泉町5番12号	小 林 喜 文

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第9号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条の規定により、次のとおり博物館の登録事項を変更した。

平成26年11月18日

兵庫県教育委員会
 委員長 高 崎 正 弘

登録変更年月日	平成26年10月21日	
登録番号	第16号	
設置者の名称	公益財団法人 竹中大工道具館	
施設の名称	竹中大工道具館	
設置者の住所 及び施設の所在地	変更後	神戸市中央区熊内町七丁目5番1号
	変更前	神戸市中央区中山手通四丁目18番25号
備考	種別 歴史博物館	